

## 一般社団法人日本ヒーリング協会会員規約

この会員規約は（以下「本規約」）は、一般社団法人日本ヒーリング協会（以下「当協会」）と会員（以下「会員」）との関係に適用し、当協会と会員との間の権利義務関係を定める。

（会員規約の適用）

第1条 当協会は、会員との間に本規約を定める。

（本規約等の変更）

第2条 当協会は、会員の事前の承諾を得ることなく本規約を変更できるものとする。当協会は、本規約を変更した場合には、会員に当該変更内容を通知するものとし、電子メール、書面その他当協会が適切と判断する方法により通知した時点から、その効力を生じるものとする。

（会員）

第3条 本規約を承認のうえ、規定の入会手続きを完了後、当協会承認した者を「会員」とする。

（2） 当協会が会員として承認することを不適当と判断した場合、入会の承認を行わない場合がある。

（入会申込）

第4条 当協会への入会の申込をする者は、当協会が別に定める年会費を払込み、入会申込書に必要事項を記入して、当協会事務局に提出するものとする。

（但し、申込日を入会月とし、入会金・年会費も同様、申込日より発生するものとする）

（2） 申込書の提出方法は、対面、郵送、FAXのいずれかを選択できる。

(会員の種類、入会金、年会費)

第5条 会員の種類、入会金、年会費、資格、特典は次のとおりとする。

① 正会員

入会金 8,000 円 (税抜) 年会費 12,000 円 (税抜) (途中入会の場合は、初年度のみ月割)

資格

1. 初級講座受講終了後、ライセンスの発行希望者
2. アドバンス講座受講生

上記1. 2. のいずれかの条件を満たす者全員を正会員とする。

特典

JHA 認定(認定講師ライセンス)の取得

セミナー、講座、イベント等開催要請があった場合、講師として派遣(認定講師ライセンス取得者に限る)

JHA 認定加盟校、及び、教室の登録

JHA 認定加盟校として講座を開校できる(認定加盟校、及び、教室の登録者に限る)

認定校、講師、情報の紹介

JHA 登録店として登録できる

JHA 登録店、サロン・ショップ、及び、その他の求人情報の紹介、斡旋

JHA の会報誌の無料送付

JHA 会報誌への投稿や広告、求人等も掲載可(一部有料)

JHA 主催の各種セミナー、講習会、イベント、勉強会、研究会への特別割引にて参加

パワーストーン、精油、アロマ関連商品、雑貨、ハーブティーを会員価格にて購入可

当協会講座を、会員価格で受講できる

JHA 協賛店等の割引等の優遇サービス

就職、独立開業等の支援

② 一般会員

入会金 0円 年会費 0円

資格 当協会主催講座受講者全員

特典

当協会が主催する検定、セミナー、イベント等の実施を案内  
当協会が主催する 有料勉強会、研究会への参加

(会員証の発行)

第6条 当協会は、正会員に対し、会員証を1枚発行する。

(2) 会員証の有効期限は会員資格有効期間内とする。

(3) 会員証を紛失した正会員は、速やかに当協会事務局へ連絡し、再発行の手続きをおこなう。なお、再発行には再発行手数料を当協会へ支払う。

(会員資格有効期限)

第7条 正会員の資格有効期限は次に定めるとおりとする。

① 正会員の有効期限は毎年4月1日から3月31日までとする。

② 正会員の資格は有効期限終了1ヶ月前から有効期限終了の日までに次年度の年会費を振り込むことにより1年間更新される。

③ ②の更新期限内に年会費の振り込みがなく更新がされなかった場合でも、加入月からの年会費(月割)を支払うことにより、3月31日まで更新されるものとする。

(会員の氏名及び名称等の変更)

第8条 会員は、その氏名、名称、住所、電話番号等、登録事項に変更があったときは、速やかに書面その他の方法によりその旨を当協会事務局へ通知する必要がある。

(2) 変更登録がなされなかったことにより生じた損害については、当協会は一切責任を負わないものとする。また、変更登録がなされた場合でも、変更登録前にすでに手続がなされた取引は変更登録前の情報に基づいて行われるものとする。

#### (会員資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- ① 退会届を提出したとき。
- ② 本人の死亡。
- ③ 会費を滞納し、次年度の会員有効期限内に会費の支払いがなく、且つその督促に応じなかったとき。
- ④ 会員資格を除名されたとき。

#### (退会)

第10条 退会する場合は、退会届を当協会に提出するものとする。

(2) 退会届の提出方法は、対面、郵送、FAXのいずれかを選択できる。

(3) 既納の入会金および年会費は、これを返還はしない。

#### (会員資格の停止・除名)

第11条 当協会は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該会員に対し事前に通知および勧告することなく、当該会員の資格を停止または除名することができる。

- ① 会費が支払われないとき。
- ② 法令に違反する行為又は犯罪行為に関連する行為を行ったとき。
- ③ 公序良俗に反する行為を行ったとき。
- ④ 当協会、他の会員又は第三者の知的財産権、肖像権、プラ

イバシーの権利、名誉、その他の権利又は利益を侵害する行為を行ったとき。

⑤ 入会申込書に虚偽の事項を記載したことが判明したとき。

⑥ 本規約に違反したとき。

⑦ その他、当協会が不適切と判断したとき。

#### (抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、年会費およびその他の抛出金品は、これを返還しない。

#### (会員情報の取り扱い)

第13条 当協会は、原則として会員情報を会員の事前の同意なく第三者に対して開示しない。ただし、次の各号の場合には、会員の事前の同意なく、当協会は会員情報を開示できるものとする。

① 法令に基づき開示を求められた場合。

② 当協会の権利、利益、名誉等を保護するために必要であると当協会は判断した場合。

(2) 当協会は、会員情報を、会員へのサービス提供、サービス内容の向上、サービスの利用促進、およびサービスの健全かつ円滑な運営の確保を目的のために、当協会において利用することができるものとする。

(3) 当協会は、会員に対して、情報提供（広告を含む）を行うことができるものとする。

#### (知的財産の帰属)

第14条 当協会が創作する全ての著作物等の知的財産権に関する権利は、当協会に帰属する。

#### (禁止事項)

第15条 会員が無断で当協会の名称および会員名簿等を利用

して、個人や他の特定団体の利益等を目的とした宣伝活動や営業活動を行う事を禁止する。

(2) その他、当協会の目的を理解し、第11条各号に定める行為、当協会の主旨に反する行為を禁止する。

#### (損害賠償)

第16条 会員が、本規約および本規約に基づく諸規則に反し、またはそれに類する行為によって当協会が損害を受けた場合、当該会員は、当協会が受けた損害を当協会に賠償するものとする。

#### (免責)

第17条 当協会は、会員に提供するサービスの利用により発生した会員の損害に対し、当協会の故意又は重過失による場合を除き、いかなる理由によっても損害賠償責任その他一切の責任を負わない。

#### (残存条項)

第18条 退会した場合又は会員資格が停止もしくは除名された場合であっても、第13条から第16条および本条の規定は有効に存続するものとする。

#### (合意管轄)

第19条 当協会と会員との間で訴訟の必要性が生じた場合は、京都地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

#### (準拠法)

第20条 本規約の成立、効力、履行および解釈に関しては日本法が適用されるものとする。

(規定の追加)

第21条 本規約に定めのない事項で、必要とされる事項については、順次当協会が定める。

附則

本規約は平成27年11月1日より実施する。